

レポートIV

保育・教育における子ども憲章を作成して

特定非営利活動法人子どもと保育研究所 ぶろほ 理事長 山田眞理子



子ども憲章をつくろう

2023（令和5）年からこども基本法が施行されたとはいっても、いまだ保育・教育の中で子どもたちの権利が十分には守られていないことは、多くの園・学校で見られる現実もある。園では、本人の意見を聞かないまま子どもたちの絵画作品が壁に貼られていることは多いし、運動会や文化祭で何をするかを（そもそもそれがしたいかも）

子どもたちに聞いてから行っている学校は、そう多くないだろう。それは、子どもの権利条約における「子どもに関することはその子ども自身に聞いてから行つよう求める意見表明権」に反することでもあるが、保育・教育の現場にその意識は低い。

私たちは2022（令和4）年秋から、保育・教育現場における子どもの権利をともに考えようと、20数人のメンバーで月に1、2回のWEBによる会議を積み重ねて、「保育・教育にお

ける子ども憲章」（以下、子ども憲章）をつくりあげた。この憲章においては、子どもたちの代弁者であることを意識し、子どもたちを「わたし」という一人称で表現し、子どもから大人への呼びかけとして言葉を紡いでいった。

「子どもは『自分たちには権利がある』とは言わないだろ？」「子どもはどうしてほしいのだろう？」「子どもは、どうされたくないのだろう？」私たちは、1文ごとに、子どもの立場に立つて文章を考えるなかで、自分たちの現

場を振り返ることになった。

子どもを真ん中において保育・教育が実践されているなら、この子ども憲章は無用であろう。しかし、そうではない保育・教育が横行していて、しかもその中で苦しんでいる子どもに寄り添いたい保育者や教育者がいる。この子ども憲章が、そのような厭倦たる思いをしている保育者や教育者の力になり背中を押すことができればと願う。

保育・教育における
子ども憲章の条文

条文はすべて「わたし」という子ども側の一人称で書いた。そのため、子どもは本当にこんな感覚をもつだらうかと、保育関係者としてのお互いの感性を総動員しての話し合いになつた。裏面の解説には、根拠となる子どもの権利条約とこども基本法を示した。

その内容を少し紹介していきたい。2条は「意見表明権」についてで、「毎

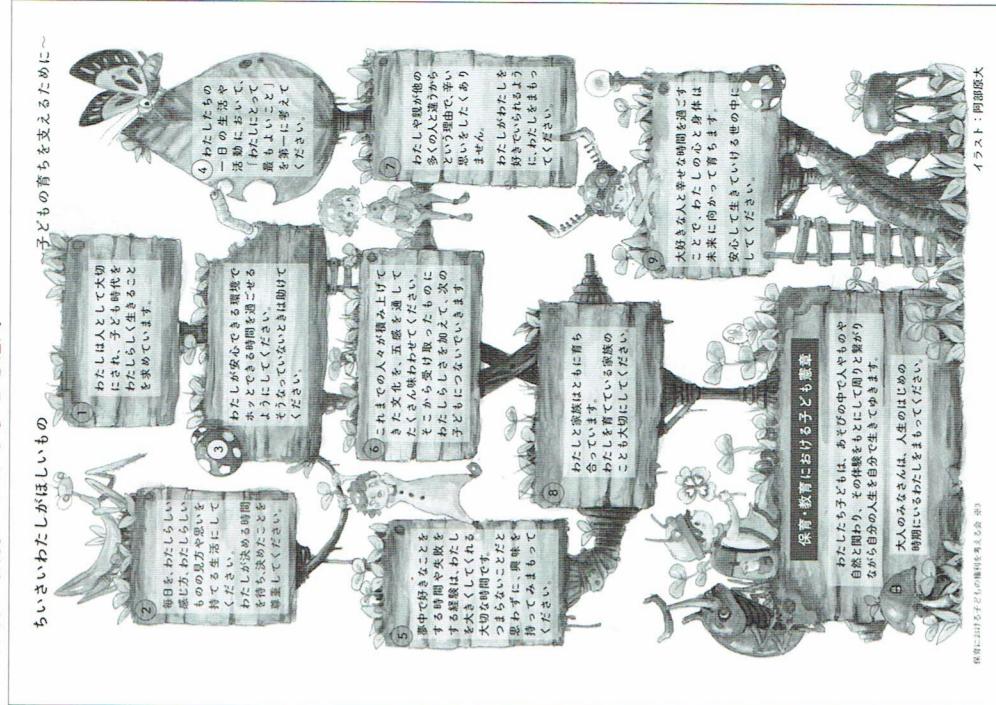
日を、わたしらしい感じ方、わたしらしいものの見方や思いを持てる生活にしてください。わたしが決める時間を持ち、決めたことを尊重してください」とした。意見を言うということの前に、毎日の中で自分の感じ方やものの見方や思いを大事にしてもらうこと、自分が決めるまでの時間を待つてもらえることの大切さを明文化したかった。忙しい大人にせかされでは、子どもの権利は守れない。

3条の「安心・安全」では時として、子どもの自由を束縛することに使われるなどを、メンバー全員が危惧し、特に心の安心を強調した。また、「心の安全が脅かされていることを子どもは大人を困らせる行動で表す」ことに気づいてほしい旨を解説で述べた。4条は、子どもの「最善の利益」で、「わたしたちの一日の生活や活動において……」と、家庭時間も含めたすべての時間帯において心してほしいことを含

めた。5条で取り上げた「遊ぶ権利」は私たちが子ども時代に最も大事にしたかった権利である。「夢中で好きなことをする時間や失敗をする経験は、わたしを大きくしてくれる大切な時間です」。遊びという言葉にしてしまうと誤解する人がいることも考えて、遊びの中の夢中になるという重要な要素と、失敗をすることの大切さを述べた。

7条では、「差別の禁止」について、「わたしや親が他の多くの人と違うからという理由で辛い思いをしたくありません」とした。差別されることで子どもが感じるのは差別ではなく、つらさであろうと考えたからだ。また、この差別の禁止に加えて、どのような家族でも子どもから見れば大切な存在であることを8条、9条で表現した。「わたしと家族はともに育ち合っています。わたしを育てている家族のことも大切にしてください」「大好きな人と幸せな時間を過ごすことで、わたしの

図 保育・教育における子ども憲章

(特定非営利活動法人
子どもと保育研究所ぶろほ(資料)

心と身体は未来に向かって育ちます」。これは、養育の一義的責任が親にあることを、子どもの視点から見るとどうなるか、つまり親に責任を押しつける社会であつてほしくないと子どもは思っているだろうと考えたことによる。親の働き方改革は、子どもにとつてど

のような時間が生まれることになつてほしいのかと考えて紡いだ文章である。親には子どもとの時間を楽しんでほしいし、楽しむ時間を社会は保障してほしい。

また、左下に記載した前文では、乳幼児期の上にその子どもの一生が展開

子どもの言動は、すべて周りの大人へのメッセージである。子どもの意見表明権の裏には、それまでの大人との関係の中で「表明していいと思正在るか?」が問われる。例えば、メンバーハンパードのひとりの園長が言う。給食の中から嫌いなものをそつと床に落としていた子どもがいるとする。それは、その食べ物が嫌いだというメッセージだけではなく、「嫌いだ」と目の前の大人に伝えても食べるよう強いられると思つてのこと、残していることが見つかつたら怒られると思つていることを伝えている。大人がますますべきことは何だろう。「そんなことをするな」と怒ることでも、「ちょっとだけ食べようか」と促す(強いる)ことでもない。「嫌いだって言える信頼関係をつくつてこられなくてごめんね」である。子どもが感じたことを言つていいのだと思えるような日常になつていなかつたことを、この子ども憲章をもとに園

内研修で考察してほしい。

まずは、図の文を声に出して読んでいただきたい。そして、子どもから発せられている言葉として感じ取つてほしい。そして「なぜそんなこと言うの?」と思つたら裏面の解説を読んでいただけたらと思う。きっとそこにより深い学びがある。この子ども憲章を読んで各自が考えることが重要なのである。

加えて、ひとりで抱え込んで考えるのではなく、みんなで議論しながら、どんな実践や声かけが必要かを考えることこそが専門家の役割である。そのような自分自身の検討なくして、とつさの時に口から出てくる言葉が子どもの立場になつたものにはならない。子ども憲章はそのきっかけであると同時に、立ち返るべきところなのである。

子どもの人権、特に乳幼児期の人権を守るには、関わる大人の不断の努力が不可欠である。なぜなら彼らは、反抗するに十分な言葉をもたず、この世

されてゆくことは間違いないが、だからといつて親や保育者があれもこれもと押しつけることは教育虐待ともいうべきものであること、子どもの人生は子ども自身のものであつて、助けてもらひながらも自分の力で生きていかねばならないことを表現した。

子ども憲章から見る未来

この子ども憲章は、子どもの視点からの言葉でつづることを最初のミーティングで決めた。文字上ではあるが、子どもはどう思うだろうかという視点で書き直してみると、それまでの文言がいかに大人本位であったかに気づく。子ども憲章をつくる作業は、まさにその繰り返しあつた。しかし、参加者全員にとって大きな学びがあつたことも間違いない。

で生きてゆくために大人に従わなければならぬという大前提を無意識に受け入れているから、人権侵害をも受け入れてしまうのである。だから、子どもの権利を守ろうとする人が増えることが必要になつてくる。そうでなければ子どもの声は消されやすいのであり、子どもの小さな声が消された社会は大人にとつても生きにくく世の中なのではなかろうか。

この「保育・教育における子ども憲章」が、保育・教育に関わる多くの大人に届き、乳幼児期の子どもたちの権利が守られ、安心して生きてゆける世の中になることを切に願つてやまない。

山田眞理子(やまだ・まりこ)

1974年、広島大学を卒業後、京都大学大学院教育学研究科修士・博士課程を修了。1980年から九州大谷短期大学の講師・教授を務め、NPO法人子どもと保育研究所ぶろほを設立。理事長を務める。NPO法人子どもとメディア代表理事、NPO法人チャイルドラインもしもしキモチ代表理事、九州大谷短期大学名誉教授。

PROFILE